

令和6年12月

第138回丹波市議会定例会議案書

人事案件は
白ページにしています。
(P1～P4)

議案第105号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(丹波市表彰条例の一部改正)

第1条 丹波市表彰条例(平成16年丹波市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第33条第3号及び第4号、第34条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(丹波市立地方卸売市場条例の一部改正)

第3条 丹波市立地方卸売市場条例(平成16年丹波市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(丹波市消防団条例の一部改正)

第4条 丹波市消防団条例(平成16年丹波市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年丹波市条例第228号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(丹波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 丹波市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年丹波市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例第34条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(経過措置の規則への委任)
- 6 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議案第106号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）健康部

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号から第15号までを削る。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条の見出し及び同条中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同条第1号から第4号までを削り、同条第5号中「少子」を「こども・子育て支援」に改め、同号を同条第1号とし、同条第6号中「福祉事務所」を「社会福祉」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第7号を第3号とし、第8号を第4号とし、第9号を削り、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（健康部の事務分掌）

第8条 健康部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- （1）健康に関すること。
- （2）地域医療に関すること。
- （3）診療所に関すること。
- （4）看護専門学校に関すること。
- （5）国民健康保険に関すること。
- （6）後期高齢者医療保険に関すること。
- （7）福祉医療に関すること。
- （8）国民年金に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（丹波市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

- 2 丹波市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年丹波市条例第135号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉部」を「健康部」に改める。
（丹波市子ども・子育て会議設置条例の一部改正）
- 3 丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。
第9条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。
（丹波市障がい者施策推進協議会設置条例の一部改正）
- 4 丹波市障がい者施策推進協議会設置条例（平成28年丹波市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第10条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。
（丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例の一部改正）
- 5 丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例（平成30年丹波市条例第62号）の一部を次のように改正する。
第9条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。
（丹波市健康づくり推進協議会設置条例の一部改正）
- 6 丹波市健康づくり推進協議会設置条例（令和3年丹波市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉部」を「健康部」に改める。
（丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例の一部改正）
- 7 丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例（令和4年丹波市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。

議案第107号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加え、同条第5項中「特定任期付職員」を「丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」に改める。

第35条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員 の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700

員 以 外 の 職 員	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100

49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		

	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400				
	95		299,700	347,800				
	96		300,100	348,200				
	97		300,300	348,400				
	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
別表第2（第7条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	426, 700	484, 400
2	428, 700	486, 200
3	430, 700	488, 000
4	432, 600	489, 800
5	434, 500	491, 600
6	436, 100	493, 300
7	437, 700	495, 000
8	439, 300	496, 700
9	440, 900	498, 400
10	442, 700	500, 500
11	444, 500	502, 600
12	446, 300	504, 700
13	448, 100	506, 700
14	449, 900	508, 600
15	451, 700	510, 700
16	453, 500	512, 700
17	455, 100	514, 600
18	457, 100	516, 600
19	459, 000	518, 600
20	460, 900	520, 400
21	462, 300	522, 200
22	464, 100	524, 000
23	465, 900	525, 800
24	467, 700	527, 600
25	469, 500	529, 200
26	471, 300	531, 000
27	473, 100	532, 800
28	474, 900	534, 600
29	476, 700	536, 200
30	478, 500	538, 000
31	480, 300	539, 800
32	482, 100	541, 500
33	483, 900	543, 100
34	485, 800	544, 900
35	487, 700	546, 600
36	489, 600	548, 300
37	491, 500	549, 800

38	493, 200	551, 400
39	495, 000	552, 800
40	496, 800	554, 400
41	498, 400	555, 900
42	500, 200	557, 300
43	502, 000	558, 700
44	503, 600	560, 000
45	505, 000	561, 200
46	506, 700	562, 200
47	508, 500	563, 200
48	510, 200	564, 200
49	511, 700	565, 200
50	513, 000	566, 100
51	514, 300	567, 000
52	515, 600	567, 900
53	516, 600	568, 700
54	517, 900	569, 600
55	519, 200	570, 500
56	520, 500	571, 400
57	521, 500	572, 300
58	522, 300	573, 200
59	523, 100	574, 100
60	523, 900	574, 800
61	524, 800	575, 700
62	525, 600	576, 600
63	526, 400	577, 500
64	527, 100	578, 400
65	527, 900	579, 300
66	528, 700	580, 200
67	529, 400	581, 100
68	530, 300	582, 000
69	531, 200	582, 900
70	532, 000	583, 800
71	532, 900	584, 700
72	533, 800	585, 600
73	534, 600	586, 500
74	535, 500	587, 400
75	536, 400	588, 300
76	537, 100	589, 200
77	537, 900	590, 100
78	538, 800	591, 000
79	539, 700	591, 900

80	540,600	592,800
81	541,400	593,700
82	542,300	594,600
83	543,200	595,500
84	544,100	596,400
85	544,900	597,300
86	545,800	598,200
87	546,700	599,100
88	547,600	600,000
89	548,400	600,900

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第16条第3項中「月額」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円」を加え、「前項第1号及び第3号」を「同項第3号」に、「10,000円」を「11,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条 削除

(地域手当)

第18条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の2を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 地域手当の支給については、第14条及び第15条の規定を準用する。

第21条第3項中「国又は他の地方公共団体の職員であつた者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に改める。

第27条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第30条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第32条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を削り、同条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項

中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第35条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第37条中「から第19条まで」を削る。

第39条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900

28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	

70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					
111		304, 600					

	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	455,100	549,800
2	457,100	555,900
3	459,000	561,200
4	460,900	566,100
5	462,300	570,500
6	464,100	574,800
7	465,900	578,400
8	467,700	581,400
9	469,500	583,900
10	471,300	586,200
11	473,100	588,500
12	474,900	590,800
13	476,700	593,100
14	478,500	595,400
15	480,300	597,700
16	482,100	600,000

17	483, 900	602, 300
18	485, 800	604, 600
19	487, 700	606, 900
20	489, 600	609, 200
21	491, 500	611, 500
22	493, 200	613, 800
23	495, 000	616, 100
24	496, 800	618, 400
25	498, 400	620, 700
26	500, 200	623, 000
27	502, 000	
28	503, 600	
29	505, 000	
30	506, 700	
31	508, 500	
32	510, 200	
33	511, 700	
34	513, 000	
35	514, 300	
36	515, 600	
37	516, 600	
38	517, 900	
39	519, 200	
40	520, 500	
41	521, 500	
42	522, 300	
43	523, 100	
44	523, 900	
45	524, 800	
46	525, 600	
47	526, 400	
48	527, 100	
49	527, 900	
50	528, 700	
51	529, 400	
52	530, 300	
53	531, 200	
54	532, 000	
55	532, 900	
56	533, 800	
57	534, 600	
58	535, 500	

59	536,400	
60	537,100	
61	537,900	
62	538,800	
63	539,700	
64	540,600	
65	541,400	
66	542,300	
67	543,200	
68	544,100	
69	544,900	
70	545,800	
71	546,700	
72	547,600	
73	548,400	

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円」を削り、「同項第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「11,500円」を「13,000円」に改める。

第18条第1項中「100分の2」を「100分の4」に改める。

第19条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

(丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成16年丹波市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年丹波市条例第12号)第17条第1項から第3項までに規定する」を「これらに相当する」に改める。

(丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年丹波市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年丹波市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第5条を次のように改める。

（地域手当）

第5条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の2を乗じて得た額を地域手当として支給する。

第13条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第16条の2を削る。

第21条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第22条中「及び第6条」を削る。

第23条第1項中「、第6条、第12条及び第16条」を「及び第12条」に、「特定任期付職員」を「丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」に改める。

（丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「100分の2」を「100分の4」に改める。

第8条本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

（丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第9条第2項中「100分の170」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

（丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及

び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「、第29条及び第35条」を「及び第29条」に改め、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第35条中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」に改める。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	183, 500	230, 000
2	184, 600	231, 500
3	185, 800	233, 000
4	186, 900	234, 500
5	188, 000	236, 000
6	189, 700	237, 500
7	191, 300	239, 000
8	192, 900	240, 500
9	194, 500	242, 000
10	196, 200	243, 400
11	197, 800	244, 800
12	199, 400	246, 200
13	201, 000	247, 400
14	202, 700	248, 600
15	204, 400	249, 800
16	206, 100	251, 000
17	207, 400	252, 100
18	209, 000	253, 200
19	210, 600	254, 300
20	212, 100	255, 400
21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900

30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300

72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100

114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。
別表第2（第4条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	426,700	484,400
2	428,700	486,200
3	430,700	488,000
4	432,600	489,800
5	434,500	491,600
6	436,100	493,300
7	437,700	495,000
8	439,300	496,700
9	440,900	498,400
10	442,700	500,500
11	444,500	502,600
12	446,300	504,700
13	448,100	506,700
14	449,900	508,600
15	451,700	510,700
16	453,500	512,700
17	455,100	514,600
18	457,100	516,600
19	459,000	518,600
20	460,900	520,400
21	462,300	522,200
22	464,100	524,000
23	465,900	525,800
24	467,700	527,600

25	469, 500	529, 200
26	471, 300	531, 000
27	473, 100	532, 800
28	474, 900	534, 600
29	476, 700	536, 200
30	478, 500	538, 000
31	480, 300	539, 800
32	482, 100	541, 500
33	483, 900	543, 100
34	485, 800	544, 900
35	487, 700	546, 600
36	489, 600	548, 300
37	491, 500	549, 800
38	493, 200	551, 400
39	495, 000	552, 800
40	496, 800	554, 400
41	498, 400	555, 900
42	500, 200	557, 300
43	502, 000	558, 700
44	503, 600	560, 000
45	505, 000	561, 200
46	506, 700	562, 200
47	508, 500	563, 200
48	510, 200	564, 200
49	511, 700	565, 200
50	513, 000	566, 100
51	514, 300	567, 000
52	515, 600	567, 900
53	516, 600	568, 700
54	517, 900	569, 600
55	519, 200	570, 500
56	520, 500	571, 400
57	521, 500	572, 300
58	522, 300	573, 200
59	523, 100	574, 100
60	523, 900	574, 800
61	524, 800	575, 700
62	525, 600	576, 600
63	526, 400	577, 500
64	527, 100	578, 400
65	527, 900	579, 300
66	528, 700	580, 200

67	529, 400	581, 100
68	530, 300	582, 000
69	531, 200	582, 900
70	532, 000	583, 800
71	532, 900	584, 700
72	533, 800	585, 600
73	534, 600	586, 500
74	535, 500	587, 400
75	536, 400	588, 300
76	537, 100	589, 200
77	537, 900	590, 100
78	538, 800	591, 000
79	539, 700	591, 900
80	540, 600	592, 800
81	541, 400	593, 700
82	542, 300	594, 600
83	543, 200	595, 500
84	544, 100	596, 400
85	544, 900	597, 300
86	545, 800	598, 200
87	546, 700	599, 100
88	547, 600	600, 000
89	548, 400	600, 900

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	166, 500	180, 600
2	167, 700	181, 800
3	168, 800	183, 100
4	169, 900	184, 400
5	171, 200	185, 700
6	172, 400	187, 400
7	173, 600	189, 100
8	174, 800	190, 800
9	175, 800	192, 500
10	177, 000	194, 200
11	178, 300	195, 800
12	179, 500	197, 400
13	180, 600	199, 000

14	181, 800	200, 500
15	183, 100	202, 000
16	184, 400	203, 500
17	185, 700	205, 000
18	187, 400	206, 500
19	189, 100	208, 000
20	190, 800	209, 500
21	192, 500	211, 000
22	194, 200	212, 400
23	195, 800	213, 800
24	197, 400	215, 200
25	199, 000	216, 600
26	200, 500	217, 700
27	202, 000	218, 800
28	203, 500	219, 900
29	205, 000	227, 700
30	206, 500	228, 500
31	208, 000	229, 300
32	209, 500	230, 100
33	211, 000	230, 800
34	212, 400	231, 600
35	213, 800	232, 400
36	215, 200	233, 200
37	216, 600	234, 000
38	217, 700	234, 700
39	218, 800	235, 400
40	219, 900	236, 100
41	227, 700	236, 800
42	228, 500	237, 400
43	229, 300	238, 000
44	230, 100	238, 600
45	230, 800	244, 600
46	231, 600	245, 400
47	232, 400	246, 200
48	233, 200	246, 900
49	234, 000	247, 600
50	234, 700	248, 700
51	235, 400	249, 700
52	236, 100	250, 700
53	236, 800	251, 700
54	237, 400	252, 900
55	238, 000	254, 000

56	238, 600	255, 000
57	244, 600	256, 100
58	245, 400	257, 100
59	246, 200	258, 000
60	246, 900	258, 500
61	247, 600	259, 100
62	248, 700	259, 500
63	249, 700	259, 900
64	250, 700	260, 400
65	251, 700	260, 900
66	252, 900	261, 400
67	254, 000	261, 900
68	255, 000	262, 500
69	256, 100	263, 300
70	257, 100	263, 900
71	258, 000	264, 500
72	258, 500	265, 300
73	259, 100	266, 100
74	259, 500	266, 800
75	259, 900	267, 400
76	260, 400	268, 200
77	260, 900	269, 000
78	261, 400	269, 700
79	261, 900	270, 400
80	262, 500	271, 100
81	263, 300	276, 800
82	263, 900	277, 800
83	264, 500	278, 800
84	265, 300	279, 700
85	266, 100	280, 400
86	266, 800	281, 100
87	267, 400	281, 800
88	268, 200	282, 500
89	269, 000	283, 100
90	269, 700	283, 700
91	270, 400	284, 300
92	271, 100	284, 900
93	276, 800	285, 500
94	277, 800	286, 100
95	278, 800	286, 700
96	279, 700	287, 200
97	280, 400	287, 700

98	281, 100	288, 200
99	281, 800	288, 700
100	282, 500	289, 100
101	283, 100	289, 500
102	283, 700	289, 900
103	284, 300	290, 300
104	284, 900	290, 700
105	285, 500	291, 100
106	286, 100	291, 500
107	286, 700	291, 900
108	287, 200	292, 300
109	287, 700	292, 700
110	288, 200	293, 100
111	288, 700	293, 500
112	289, 100	293, 900
113	289, 500	294, 300
114	289, 900	294, 800
115	290, 300	295, 300
116	290, 700	295, 800
117	291, 100	308, 100
118	291, 500	309, 500
119	291, 900	310, 800
120	292, 300	312, 000
121	292, 700	313, 000
122	293, 100	314, 200
123	293, 500	315, 400
124	293, 900	316, 500
125	294, 300	317, 600
126	294, 800	318, 700
127	295, 300	319, 800
128	295, 800	320, 900
129	296, 300	321, 900
130	296, 800	323, 000
131	297, 300	324, 100
132	297, 800	325, 200
133	298, 300	326, 200
134	299, 000	327, 300
135	299, 600	328, 400
136	300, 300	329, 400
137	301, 200	330, 400
138	302, 200	331, 400
139	303, 200	332, 400

140	304, 100	333, 400
141	304, 600	334, 400
142	305, 400	335, 300
143	306, 200	336, 400
144	307, 000	337, 400
145	307, 500	338, 400
146	308, 400	339, 400
147	309, 200	340, 400
148	310, 000	341, 300
149	310, 500	342, 200
150	311, 400	343, 100
151	312, 400	344, 000
152	313, 400	344, 900
153	314, 000	345, 800
154	314, 900	346, 800
155	315, 700	347, 800
156	316, 500	348, 700
157	317, 100	349, 600
158	317, 900	350, 500
159	318, 700	351, 400
160	319, 400	352, 200
161	320, 000	353, 000
162	320, 700	353, 800
163	321, 300	354, 600
164	321, 900	355, 300
165	322, 500	356, 000
166	323, 100	356, 700
167	323, 700	357, 300
168	324, 200	357, 900
169	324, 600	358, 300
170	325, 200	359, 100
171	325, 800	359, 900
172	326, 300	360, 600
173	326, 800	361, 000
174	327, 500	361, 700
175	328, 200	362, 300
176	328, 600	362, 900
177	328, 800	363, 300
178	329, 400	363, 900
179	330, 000	364, 500
180	330, 400	365, 100
181	330, 600	365, 600

182	331,300	366,200
183	331,900	366,800
184	332,600	367,400
185	332,900	367,900
186	333,500	
187	333,900	
188	334,400	
189	334,600	
190	335,100	
191	335,600	
192	336,200	
193	336,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。
(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第7条の2 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第15条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

(地域手当に相当する報酬)

第17条の2 パートタイム会計年度任用職員には、前条の規定による報酬の額に100分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を地域手当に相当する報酬として支給する。

第22条第1項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第22条の2第1項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	455,100	549,800
2	457,100	555,900
3	459,000	561,200
4	460,900	566,100
5	462,300	570,500

6	464, 100	574, 800
7	465, 900	578, 400
8	467, 700	581, 400
9	469, 500	583, 900
10	471, 300	586, 200
11	473, 100	588, 500
12	474, 900	590, 800
13	476, 700	593, 100
14	478, 500	595, 400
15	480, 300	597, 700
16	482, 100	600, 000
17	483, 900	602, 300
18	485, 800	604, 600
19	487, 700	606, 900
20	489, 600	609, 200
21	491, 500	611, 500
22	493, 200	613, 800
23	495, 000	616, 100
24	496, 800	618, 400
25	498, 400	620, 700
26	500, 200	623, 000
27	502, 000	
28	503, 600	
29	505, 000	
30	506, 700	
31	508, 500	
32	510, 200	
33	511, 700	
34	513, 000	
35	514, 300	
36	515, 600	
37	516, 600	
38	517, 900	
39	519, 200	
40	520, 500	
41	521, 500	
42	522, 300	
43	523, 100	
44	523, 900	
45	524, 800	
46	525, 600	
47	526, 400	

48	527, 100	
49	527, 900	
50	528, 700	
51	529, 400	
52	530, 300	
53	531, 200	
54	532, 000	
55	532, 900	
56	533, 800	
57	534, 600	
58	535, 500	
59	536, 400	
60	537, 100	
61	537, 900	
62	538, 800	
63	539, 700	
64	540, 600	
65	541, 400	
66	542, 300	
67	543, 200	
68	544, 100	
69	544, 900	
70	545, 800	
71	546, 700	
72	547, 600	
73	548, 400	

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	185, 700	205, 000
2	187, 400	206, 500
3	189, 100	208, 000
4	190, 800	209, 500
5	192, 500	211, 000
6	194, 200	212, 400
7	195, 800	213, 800
8	197, 400	215, 200
9	199, 000	216, 600
10	200, 500	217, 700

11	202, 000	218, 800
12	203, 500	219, 900
13	205, 000	220, 900
14	206, 500	221, 800
15	208, 000	222, 700
16	209, 500	223, 600
17	211, 000	224, 500
18	212, 400	225, 300
19	213, 800	226, 100
20	215, 200	226, 900
21	216, 600	227, 700
22	217, 700	228, 400
23	218, 800	229, 100
24	219, 900	229, 800
25	220, 900	230, 500
26	221, 800	231, 100
27	222, 700	231, 700
28	223, 600	232, 300
29	224, 500	234, 000
30	225, 300	234, 700
31	226, 100	235, 400
32	226, 900	236, 100
33	227, 700	236, 800
34	228, 400	237, 400
35	229, 100	238, 000
36	229, 800	238, 600
37	230, 500	239, 200
38	231, 100	239, 800
39	231, 700	240, 400
40	232, 300	240, 900
41	234, 000	241, 400
42	234, 700	241, 900
43	235, 400	242, 400
44	236, 100	242, 900
45	236, 800	247, 600
46	237, 400	248, 700
47	238, 000	249, 700
48	238, 600	250, 700
49	239, 200	251, 700
50	239, 800	252, 900
51	240, 400	254, 000
52	240, 900	255, 000

53	241, 400	256, 100
54	241, 900	257, 100
55	242, 400	258, 000
56	242, 900	258, 500
57	247, 600	259, 100
58	248, 700	259, 500
59	249, 700	259, 900
60	250, 700	260, 400
61	251, 700	260, 900
62	252, 900	261, 400
63	254, 000	261, 900
64	255, 000	262, 500
65	256, 100	263, 300
66	257, 100	263, 900
67	258, 000	264, 500
68	258, 500	265, 300
69	259, 100	266, 100
70	259, 500	266, 800
71	259, 900	267, 400
72	260, 400	268, 200
73	260, 900	269, 000
74	261, 400	269, 700
75	261, 900	270, 400
76	262, 500	271, 100
77	263, 300	271, 800
78	263, 900	272, 500
79	264, 500	273, 200
80	265, 300	273, 900
81	266, 100	280, 400
82	266, 800	281, 100
83	267, 400	281, 800
84	268, 200	282, 500
85	269, 000	283, 100
86	269, 700	283, 700
87	270, 400	284, 300
88	271, 100	284, 900
89	271, 800	285, 500
90	272, 500	286, 100
91	273, 200	286, 700
92	273, 900	287, 200
93	280, 400	287, 700
94	281, 100	288, 200

95	281, 800	288, 700
96	282, 500	289, 100
97	283, 100	289, 500
98	283, 700	289, 900
99	284, 300	290, 300
100	284, 900	290, 700
101	285, 500	291, 100
102	286, 100	291, 500
103	286, 700	291, 900
104	287, 200	292, 300
105	287, 700	292, 700
106	288, 200	293, 100
107	288, 700	293, 500
108	289, 100	293, 900
109	289, 500	294, 300
110	289, 900	294, 800
111	290, 300	295, 300
112	290, 700	295, 800
113	291, 100	296, 300
114	291, 500	296, 800
115	291, 900	297, 300
116	292, 300	297, 800
117	292, 700	310, 800
118	293, 100	312, 000
119	293, 500	313, 000
120	293, 900	314, 200
121	294, 300	315, 400
122	294, 800	316, 500
123	295, 300	317, 600
124	295, 800	318, 700
125	296, 300	319, 800
126	296, 800	320, 900
127	297, 300	321, 900
128	297, 800	323, 000
129	298, 300	324, 100
130	299, 000	325, 200
131	299, 600	326, 200
132	300, 300	327, 300
133	300, 900	328, 400
134	301, 500	329, 400
135	302, 100	330, 400
136	302, 600	331, 400

137	303, 500	332, 400
138	304, 400	333, 400
139	305, 400	334, 400
140	306, 300	335, 300
141	306, 700	336, 400
142	307, 500	337, 400
143	308, 300	338, 400
144	309, 000	339, 400
145	309, 500	340, 400
146	310, 300	341, 300
147	311, 100	342, 200
148	311, 900	343, 100
149	312, 300	344, 000
150	313, 200	344, 900
151	314, 200	345, 800
152	315, 100	346, 800
153	315, 700	347, 800
154	316, 600	348, 700
155	317, 300	349, 600
156	318, 100	350, 500
157	318, 600	351, 400
158	319, 400	352, 200
159	320, 200	353, 000
160	320, 800	353, 800
161	321, 400	354, 600
162	322, 000	355, 300
163	322, 600	356, 000
164	323, 200	356, 800
165	323, 700	357, 600
166	324, 300	358, 200
167	324, 800	358, 700
168	325, 300	359, 300
169	325, 600	359, 600
170	326, 200	360, 300
171	326, 800	361, 000
172	327, 200	361, 700
173	327, 700	362, 000
174	328, 300	362, 600
175	329, 000	363, 100
176	329, 400	363, 600
177	329, 500	364, 000
178	330, 100	364, 500

179	330, 600	365, 000
180	331, 000	365, 500
181	331, 100	365, 900
182	331, 800	366, 400
183	332, 300	367, 000
184	333, 000	367, 500
185	333, 300	367, 900
186	333, 800	
187	334, 200	
188	334, 600	
189	334, 800	
190	335, 200	
191	335, 700	
192	336, 200	
193	336, 700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第12条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2中「100分の2」を「100分の4」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第6条、第9条及び第11条並びに附則第2条から第4条までの規定は令和7年4月1日から、第3条、第7条及び第12条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）及び第10条の規定による改正後の丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丹波市職員の給与に関する条例、第8条の規定による改正前の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第10条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において丹波市職

員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに会計年度任用職員給与条例別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が別に定める職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第3条関係） 号給切替表

（行政職給料表の適用を受ける職員の新号給）

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1

13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38

55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				

97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

(医療職給料表の適用を受ける職員の新号給)

旧号給	新号給	
	1 級	2 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1

23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	1
27	11	1
28	12	1
29	13	1
30	14	1
31	15	1
32	16	1
33	17	1
34	18	1
35	19	1
36	20	1
37	21	1
38	22	2
39	23	2
40	24	2
41	25	2
42	26	3
43	27	3
44	28	3
45	29	3
46	30	4
47	31	4
48	32	4
49	33	4
50	34	4
51	35	5
52	36	5
53	37	5
54	38	5
55	39	5
56	40	6
57	41	6
58	42	6
59	43	6
60	44	6
61	45	7
62	46	7
63	47	7
64	48	7

65	49	8
66	50	8
67	51	8
68	52	9
69	53	9
70	54	9
71	55	10
72	56	10
73	57	11
74	58	11
75	59	11
76	60	12
77	61	12
78	62	13
79	63	13
80	64	13
81	65	14
82	66	14
83	67	15
84	68	15
85	69	15
86	70	16
87	71	16
88	72	16
89	73	17

(技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給)

旧号給	新号給	
	1 級	2 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1

15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	21
30	14	23
31	15	24
32	16	25
33	17	26
34	18	27
35	19	29
36	20	29
37	21	29
38	22	30
39	23	31
40	24	32
41	33	33
42	35	34
43	36	35
44	37	36
45	38	45
46	39	45
47	41	45
48	41	45
49	41	45
50	42	46
51	43	47
52	44	48
53	45	49
54	46	50
55	47	51
56	48	52

57	57	53
58	57	54
59	57	55
60	57	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	81
82	78	81
83	79	81
84	80	81
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	93	89
94	93	90
95	93	91
96	93	92
97	93	93
98	94	94

99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	110
115	111	111
116	112	112
117	113	117
118	114	117
119	115	117
120	116	118
121	117	119
122	118	120
123	119	121
124	120	122
125	121	123
126	122	124
127	123	125
128	124	126
129	125	127
130	126	128
131	127	129
132	128	130
133	129	131
134	130	132
135	131	133
136	132	134
137	134	135
138	136	136
139	137	137
140	138	138

141	139	139
142	139	140
143	140	141
144	142	142
145	142	143
146	144	144
147	145	145
148	146	146
149	147	147
150	148	148
151	150	149
152	151	150
153	151	151
154	152	152
155	153	153
156	154	154
157	155	155
158	156	156
159	158	157
160	158	158
161	159	159
162	160	160
163	161	161
164	162	162
165	163	163
166	164	164
167	165	165
168	166	166
169	167	167
170	168	168
171	170	170
172	171	171
173	171	171
174	173	172
175	174	174
176	175	175
177	175	176
178	176	177
179	178	178
180	179	180
181	179	181
182	182	182

183	183	183
184	184	184
185	184	185
186	186	
187	187	
188	188	
189	189	
190	190	
191	191	
192	192	
193	193	

議案第108号

丹波市立市民プール及び丹波市立青垣総合運動公園に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名称	位置
丹波市立青垣温水プール	丹波市青垣町田井縄782番地
丹波市立春日レジャープール	丹波市春日町下三井庄790番地1
丹波市立青垣総合運動公園	丹波市青垣町田井縄782番地

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 エヌ・エス・アイ

代表者 代表取締役 石川 端

所在地 大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-2100号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第109号

丹波市立青垣パラグライダー練習場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設の名称等
名 称 丹波市立青垣パラグライダー練習場
位 置 丹波市青垣町中佐治1588番地
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 青垣町スカイスポーツ運営協議会
代表者 会長 足立 宣昭
所在地 兵庫県丹波市青垣町市原字榎木田646番地
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第110号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(丹波市税条例の一部改正)

第1条 丹波市税条例(平成16年丹波市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(平成16年丹波市条例第57号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例

第1条中「及び督促手数料」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、「及び前条の督促手数料」を削り、同条第2項中「及び督促手数料」を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

(丹波市介護保険条例の一部改正)

第3条 丹波市介護保険条例(平成16年丹波市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(丹波市下水道条例の一部改正)

第4条 丹波市下水道条例(平成16年丹波市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第41条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「係る督促手数料及び」を「係る」に、「丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」に改める。

(丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例(平成16

年丹波市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「係る督促手数料及び」を「係る」に、「丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」に改める。

(丹波市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第6条 丹波市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年丹波市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」に改め、「督促手数料及び」を削る。

(丹波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 丹波市後期高齢者医療に関する条例(平成20年丹波市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(丹波市営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第8条 丹波市営土地改良事業分担金等徴収条例(平成21年丹波市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(督促及び延滞金)」に改め、同条中「督促、延滞金等」を「督促及び延滞金」に、「丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」に改める。

(丹波市看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第9条 丹波市看護師等修学資金貸与条例(平成26年丹波市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」に改める。

(丹波市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第10条 丹波市準用河川流水占用料等徴収条例(平成29年丹波市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」に改め、「督促手数料及び」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議案第111号

丹波市営駐車場整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市営駐車場整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市営駐車場整備基金条例の一部を改正する条例

丹波市営駐車場整備基金条例（平成16年丹波市条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市営駐車場基金条例

第1条中「丹波市営駐車場整備財源を積み立てる」を「丹波市営駐車場の整備及び管理運営に要する経費の財源に充てる」に、「丹波市市営駐車場整備基金」を「丹波市営駐車場基金」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第112号

丹波市営駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名称	位置
丹波市営柏原駅東駐車場	丹波市柏原町柏原1066番地5
丹波市営柏原駅前駐車場	丹波市柏原町柏原1146番地6
丹波市営石生駅西駐車場	丹波市氷上町石生2706番地
丹波市営黒井駅前駐車場	丹波市春日町黒井1519番地16
丹波市営黒井駅前月極駐車場	丹波市春日町黒井1519番地17
丹波市営谷川駅前駐車場	丹波市山南町池谷112番地10
丹波市営下滝駅前駐車場	丹波市山南町下滝102番地5
丹波市営市島駅前駐車場	丹波市市島町市島117番地49
丹波市営丹波竹田駅前駐車場	丹波市市島町中竹田1511番地11

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 アマノマネジメントサービス 株式会社
代表者 代表取締役 小針 宏之
所在地 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第113号

市有財産の無償貸付について（旧芦田小学校）

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償貸付する財産
建物

名称	所在地	構造及び延床面積
旧芦田小学校 本校舎棟	丹波市青垣町田井縄371番地	鉄筋コンクリート造2階建 1,175㎡

2 無償貸付の相手方

名称 一般社団法人 おかえり集学校

代表者 代表理事 碓 敏之

所在地 埼玉県さいたま市緑区大字三室50番地114

3 無償貸付の期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

議案第114号

旧慣による市有財産の使用権の廃止について（日比宇自治会）

次のとおり市有財産の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

旧慣を廃止する土地の表示

所在	地目	面積	旧慣使用権者
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番22	山林	973m ²	日比宇自治会
合計（1筆）		973m ²	

議案第115号

旧慣による市有財産の使用権の廃止について（鴨内自治会）

次のとおり市有財産の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

旧慣を廃止する土地の表示

所在	地目	面積	旧慣使用権者
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番23	山林	626㎡	鴨内自治会
合計（1筆）		626㎡	

議案第116号

市有財産の無償譲渡について（日比宇自治会）

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番22	山林	973m ²
合計（1筆）		973m ²

2 無償譲渡の相手方

名 称 日比宇自治会

代表者 中村 一成

所在地 兵庫県丹波市氷上町日比宇119番地

議案第117号

市有財産の無償譲渡について（鴨内自治会）

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番23	山林	626m ²
合計（1筆）		626m ²

2 無償譲渡の相手方

名 称 鴨内自治会

代表者 芦田 臣二

所在地 兵庫県丹波市氷上町鴨内507番地

議案第118号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 小型動力ポンプ普通積載車等購入
- 2 契約金額 38,679,300円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,516,300円)
- 3 契約の相手方 名 称 大槻ポンプ工業 株式会社
代表者 代表取締役 大槻 浩平
所在地 京都府綾部市本町七丁目67番地の2

議案第119号

丹波市新エネルギー推進協議会設置条例を廃止する条例の制定について

丹波市新エネルギー推進協議会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市新エネルギー推進協議会設置条例を廃止する条例

丹波市新エネルギー推進協議会設置条例（平成22年丹波市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表新エネルギー推進協議会委員の部を削る。

議案第120号

丹波市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

丹波市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年丹波市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（職員に係る基準及び当該職員の員数）」に改め、同条第1項中「職員の員数」を「職員及びその員数（運営協議会が第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。））」に改め、「（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「（平成11年厚生省令第36号）」の次に「第140条の66第1号イ（3）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「従事する職員の員数」を「置くべき職員及びその員数」に、「別表」を「別表の」に、「同表」を「同表の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第9条第1項中「別表」を「別表の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第121号

丹波市立神楽の郷交流センターに係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設の名称等
名 称 丹波市立神楽の郷交流センター
位 置 丹波市青垣町桧倉414番地5
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 一般財団法人 神楽自治振興会
代表者 代表理事 目賀多 茂
所在地 兵庫県丹波市青垣町文室338番地
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第122号

丹波市立旧氷上高等小学校校舎に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設の名称等
名 称 丹波市立旧氷上高等小学校校舎
位 置 丹波市柏原町柏原688番地3
- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 株式会社 まちづくり柏原
代表者 代表取締役 岡林 利幸
所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原688番地3
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第123号

市道路線の変更について（安貝線）

次のとおり市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

変更路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
40002100	変更前	安貝線	(起点) 丹波市春日町東中346番 (終点) 丹波市春日町東中240番	261.9m
	変更後		(起点) 丹波市春日町東中340番 1 (終点) 丹波市春日町東中240番	222.5m

議案第124号

丹波市都市公園条例の制定について

丹波市都市公園条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市が設置する都市公園は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公示しなければならない。

(都市公園の設置基準)

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、政令第1条の2及び第2条に定める基準をもって、その基準とする。

(公園施設の設置基準)

第4条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、政令第6条第2項から第6項までに定める範囲をもって、その範囲とする。

2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(新設特定公園施設の設置基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の条例で定める新設特定公園施設の設置の基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で定める基準（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準が同令で定める基準を上回る場合にあっては、当該特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

(行為の制限)

第6条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を

受けなければならない。

- (1) 行商、募金、署名運動、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第7条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により許可をした行為については、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) たき火その他危険な行為をすること。
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用を妨げ、又は管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第10条 有料公園施設（公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。

- 2 有料公園施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する供用日及び供用時間を変更することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第11条 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造及び外観
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事の実施方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長が指示する事項

- (2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長が指示する事項

- (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事の実施方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長が指示する事項

(占用物件の軽易な変更事項)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第14条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又

はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第16条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要があると認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第17条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、工作物等の保管を始めた日から起算して14日間、公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、当該公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公告すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これを自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第18条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第19条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第20条 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等(同条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者にその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置に係る工事を完了したとき。
- (5) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置に係る工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(損害賠償の義務)

第22条 都市公園内の土地、建物、施設若しくは物品を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第6条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(使用料等の額及び納付方法)

第24条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項、第3項若しくは第11条の許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める料金(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置者又は管理者 丹波市行政財産の使用料徴収条例(平成16年丹波市条例第55号)第2条の規定を準用して算出した額
- (2) 法第6条第1項又は第3項の規定に基づく占用者 丹波市道路占用料徴収条例(平成16年丹波市条例第213号)第2条の規定を準用して算出した額
- (3) 第6条第1項又は第3項の規定に基づく利用者 別表第3に掲げる使

用料

(4) 第11条の規定に基づく利用者 別表第4に掲げる使用料

2 前項に規定する使用料等は、許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

3 使用料等の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を含むものとする。

(使用料等の減免)

第25条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項、第3項若しくは第11条の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第26条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、前条の場合その他市長が相当の理由があると認める場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第27条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園及び公園施設の全部又は一部の管理を行わせることができる。

2 前項に規定する場合の指定の手續等は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 都市公園及び公園施設の利用の許可に関する業務

(2) 都市公園及び公園施設の維持、管理及び運営に関する業務

(3) 有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第29条 指定管理者が都市公園及び公園施設の管理を行う期間は、5年以内とし、指定管理者の指定の際にこれを定める。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金等)

第30条 利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(指定管理者が業務を行う場合の準用)

第31条 第8条から第11条まで、第24条（同条第1項第1号から第3号までを除く。）から第26条まで、第33条（同条第1項第1号及び第3号を除く。）、及び別表第4の規定は、指定管理者に第28条各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条	市長	指定管理者
第10条	市長が特に必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第11条	市長	指定管理者
第24条	使用料等の額	利用料金の額
	法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項、第3項若しくは第11条	第31条において準用する第11条
	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める料金（以下「使用料等」という。）	第4号に定める利用料金
	別表第4に掲げる使用料	別表第4に掲げる利用料金
	使用料等は	利用料金は
	市長	指定管理者
第25条	使用料等	利用料金
	市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項、第3項若しくは第11条	指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第31条において準用する第11条
第26条	使用料等	利用料金
	市長は	指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て
第33条	第8条（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第8条各号	第31条において準用する第8条の規定に違反して同条各号
	使用料等	利用料金
別表第4	使用料	利用料金

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- （1） 第6条第1項又は第3項（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第6条第1項各号に掲げる行為をした者
- （2） 第8条（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第8条各号に掲げる行為をした者
- （3） 第15条第1項又は第2項（第23条においてこれらの規定を準用する場

合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

- 2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は公布の日から、別表第2及び別表第4中丹波市立漢方の里総合運動公園のテニスコートに関する規定は規則で定める日から施行する。

(丹波市立青垣児童公園条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 丹波市立青垣児童公園条例(平成16年丹波市条例第115号)
- (2) 丹波市立水分れ公園条例(平成16年丹波市条例第195号)
- (3) 丹波市立薬草薬樹公園条例(平成18年丹波市条例第76号)
- (4) 丹波市立地域公園条例(平成18年丹波市条例第87号)
- (5) 丹波市立市民プール条例(平成26年丹波市条例第8号)
- (6) 丹波市立青垣総合運動公園条例(平成26年丹波市条例第9号)
- (7) 丹波市都市公園法に基づく都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定める条例(令和4年丹波市条例第10号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存する都市公園及び公園施設については、第3条及び第4条に規定する基準に適合しているものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の同項第1号から第6号までに掲げる条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(丹波市立スポーツ施設条例の一部改正)

- 5 丹波市立スポーツ施設条例(平成16年丹波市条例第94号)の一部を次のように改正する。

別表第1 丹波市立春日総合運動公園の項及び丹波市立スポーツピアいちじまの項を削る。

別表第2 丹波市立春日総合運動公園施設使用料の表を削る。

別表第2 丹波市立春日総合運動公園夜間照明使用料の表を削る。

別表第2 丹波市立春日総合運動公園附属設備使用料の表を削る。

別表第2 丹波市立スポーツピアいちじま施設使用料の表を削る。

別表第2 丹波市立スポーツピアいちじま夜間照明使用料の表を削る。

別表第2 丹波市立スポーツピアいちじま附属設備使用料の表を削る。

(丹波市立川代公園及び井原であい公園条例の一部改正)

- 6 丹波市立川代公園及び井原であい公園条例(平成16年丹波市条例第209号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市立井原であい公園条例

第1条及び第2条中「川代公園及び」を削る。

第3条第1項中「川代公園又は」を削り、「公園等」を「公園」に改める。

第5条中「公園等」を「公園」に改める。

別表丹波市立川代公園の項を削る。

(丹波市立スポーツ施設条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に前2項の規定による改正前の丹波市立スポーツ施設条例及び丹波市立川代公園及び井原であい公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 8 第11条の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	所在地
丹波市立石生第1公園	丹波市氷上町石生1586番地1
丹波市立石生第2公園	丹波市氷上町石生1444番地
丹波市立西中東公園	丹波市氷上町西中68番地1
丹波市立西中西公園	丹波市氷上町西中378番地11
丹波市立西中南公園	丹波市氷上町西中454番地3
丹波市立西中北東公園	丹波市氷上町西中615番地58
丹波市立西中北西公園	丹波市氷上町成松70番地1
丹波市立水分れ公園	丹波市氷上町石生3518番地
丹波市立青垣児童公園	丹波市青垣町佐治100番地1
丹波市立青垣総合運動公園	丹波市青垣町田井縄782番地
丹波市立春日総合運動公園	丹波市春日町下三井庄735番地
丹波市立漢方の里総合運動公園	丹波市山南町和田338番地1
丹波市立川代公園	丹波市山南町上滝1502番地1
丹波市立スポーツピアいちじま	丹波市市島町中竹田6121番地3

別表第2 (第10条関係)

都市公園の名称	施設の名称
丹波市立青垣児童公園	出店広場
丹波市立青垣総合運動公園	多目的グラウンド
	テニスコート
	屋根付広場
	温水プール棟
丹波市立春日総合運動公園	野球場
	テニスコート
	多目的グラウンド
	レジャープール
丹波市立漢方の里総合運動公園	庭園
	薬草風呂
	農産物処理加工及び実習施設
	グラウンドゴルフ場
	テニスコート

	体育館
丹波市立スポーツピアいちじま	野球場
	全天候型多目的コート
	管理棟

別表第 3（第24条関係）

行為	単位	使用料
行商、募金、出店その他これらに類するもの	面積 1 平方メートルにつき 1 日	50円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	面積 1 平方メートルにつき 1 日	10円

別表第 4（第24条、第30条関係）

丹波市立青垣児童公園

施設の名称	区分及び単位	使用料	備考
出店広場	キッチンカースペース 1 区画 1 日当たり	1,000円	電氣を使用する場合は、その実費に相当する額を別に徴収する。
	テントスペース 1 区画 1 日当たり	500円	

丹波市立青垣総合運動公園

施設の名称	区分及び単位		使用料		備考
			市内	市外	
多目的グラウンド	1 時間当たり		880円	1,760円	
テニスコート	1 面 1 時間当たり		550円	1,100円	
	夜間照明設備 1 面 1 時間当たり		550円		
屋根付広場	1 時間当たり		440円	880円	
	夜間照明設備 1 時間当たり		1,100円		
温水プール棟	温水プール 1 人 1 回につき	中学生以下の者	330円		
		65歳以上の者 又は障がい者	270円		
		上記以外の者	550円		
	温水プール 回数券利用	中学生以下の者	3,300円		
		65歳以上の者 又は障がい者	2,750円		
	12回につき	上記以外の者	5,500円		
	温水プール	中学生以下の者	11,880円		

	年間会員	65歳以上の者 又は障がい者	9,900円		
		上記以外の者	19,800円		
		法人（無記名 会員3人）	59,400円		
		家族（同一世 帯の者）	43,560円		
	会議室 1時間当 たり	冷暖房を使用 する場合	210円	360円	
		冷暖房を使用 しない場合	150円	310円	
	和室 1時間当 たり	冷暖房を使用 する場合	310円	520円	
		冷暖房を使用 しない場合	210円	410円	

丹波市立春日総合運動公園

施設の名称	区分及び単位		使用料		備考
			市内	市外	
野球場	グラウンド 1時間当たり		1,430円	2,860円	営利を目的として 入場料を徴する場 合は、左欄に掲げ る額の10倍の額と する。
	夜間照明設備 30分当たり		2,200円		
	スコアボードシステム 1時間当たり		600円		
	本部室及び放送室 1時間当たり		270円	540円	選手名及び審判名 を表示しない場合
	その他の室 1室1時間当たり		150円	300円	放送設備及び冷暖 房の使用を含む。
	その他の室 1室1時間当たり		150円	300円	冷暖房の使用を含 む。
テニスコート	1面1時間当たり		550円	1,100円	
	夜間照明設備 1面1時間当たり		550円		
多目的グラウ ンド	1時間 当たり	全面を使用す る場合	550円	1,100円	営利を目的として 入場料を徴する場 合は、左欄に掲げ る額の10倍の額と する。
		半面以下を使 用する場合	270円	550円	
	夜間照 明設備	全面を使用す る場合	1,650円		

	30分当たり	半面を使用する場合	820円	
レジャープール	1人1回につき	15歳以上の者（中学生を除く。）	550円	
		小学生又は中学生	330円	
		4歳以上で小学校就学前の者	110円	
		4歳未満の者	無料	

丹波市立漢方の里総合運動公園

施設の名称	区分及び単位		使用料		備考
			市内	市外	
庭園	15歳以上の者（中学生を除く。）		無料	310円	
	小学生又は中学生		無料	210円	
	小学校就学前の者		無料		
薬草風呂	15歳以上の者（中学生を除く。）		830円		
	小学生又は中学生		520円		
	小学校就学前の者		210円		
農産物処理加工及び実習施設	午前9時から正午まで		3,140円		冷暖房を使用する場合は、左欄に掲げる額の3割に相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）を加算する。
	午後1時から午後5時まで		4,190円		
	午後6時から午後9時まで		4,190円		
グラウンドゴルフ場	専用使用 3時間当たり		9,900円		
	専用使用以外の使用 1人1ラウンド（8ホール）当たり		330円		
テニスコート	1面1時間当たり		550円	1,100円	
	夜間照明設備 1面1時間当たり		550円		
体育館	1時間 当たり	全面を使用する場合	660円	1,320円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
		半面以下を使用する場合	330円	660円	

丹波市立スポーツピアいちじま

施設の名称	区分及び単位		使用料		備考
			市内	市外	
野球場	グラウンド 1 時間当たり		1, 080円	2, 160円	営利を目的として 入場料を徴する場 合は、左欄に掲げ る額の10倍の額と する。
	夜間照明設備 30分当たり		2, 200円		
	スコアボードシステム 1 時間当たり		600円		
			500円		選手名及び審判名 を表示しない場合
	本部室及び控室 1 時間当たり		270円	540円	放送設備及び冷暖 房の使用を含む。
全天候型多目 的コート	1 時間当たり		440円	880円	
	夜間照明設備 1 時間当たり		1, 100円		
管理棟	集会室 1 時間 当たり	冷暖房を使用 する場合	210円	360円	
		冷暖房を使用 しない場合	150円	310円	
	談話室 1 時間 当たり	冷暖房を使用 する場合	310円	520円	テラスの使用を含 む。
		冷暖房を使用 しない場合	210円	410円	

備考

- 1 この表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学
校在学者をいい、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して有料公園施設を利用する場合において、
市外の者が半数を超えるときは、市外の使用料を適用するものとする。
- 3 この表において「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神
障害者保健福祉手帳の所持者をいう。
- 4 この表において「専用使用」とは、有料公園施設を独占して利用するこ
とをいう。

議案第125号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 業務名 高機能消防指令センター再整備業務
- 2 契約金額 1,274,790,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 115,890,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 沖電気工業 株式会社 関西支社
代表者 支社長 坂本 晃彦
所在地 大阪府大阪市中心区備後町二丁目6番8号

議案第126号

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年丹波市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2）学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令

(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、

農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第127号

丹波市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市下水道条例の一部を改正する条例

丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- （1）次条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- （2）法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し

第8条第3項第4号を削り、同項第5号中「専属」を「選任」に、「の第14条第1項」を「に係る第14条」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第9条第1項第1号中「次条第1項」を「第11条第1項」に、「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第10条の見出しを「（責任技術者）」に改め、同条第1項中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第12条第1号を次のように改める。

- （1）住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- 第22条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第128号

第3次丹波市教育振興基本計画の策定について

第3次丹波市教育振興基本計画を策定することについて、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第5号の規定により、議決を求める。

令和6年12月12日提出

丹波市長 林 時彦